

琴浦町地域防災計画の一部改正の概要について

- 1 防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承の実施方針に報道機関との連携を追加した。
(第1編 第3章 第2節)
- 2 町民の責務に避難情報の意味の理解と避難所における自助の必要性を追加した。
(第1編 第5章 第3節)
- 3 平常時の各課の所掌事務を所属人員等を考慮して、事務の負担軽減と他所属の支援体制を図った。
(第2編 第1章 第1節 別表)
- 4 避難情報種類、住民に求める行動の表は、第3編 第6章 第1節と重複して記載してあるため、この章では削除した。
(第2編 第4章 第1節 2 表)
- 5 近年の豪雨災害を教訓に、鳥取県は「防災避難対策検討会」及び「水防対策検討会」を設置し、令和2年3月に検討会の報告を受けて、県内市町村の広域一時滞在の在り方を追加したことによる。
(第2編 第4章 第1節 9)
- 6 令和2年5月の「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」の改定に伴い、短期避難対応から長期避難対応への切り替え手順やボランティアとの連携、女性の避難所運営の参画、ペット同行避難対策の強化を追加した。
(第2編 第4章 第3節 第6節)
- 7 「県及び市町村の備蓄に関する連携体制要領」の連携備蓄品に、液体ミルク、衛生対策用品（歯磨シート、吸熱シート、ラップ、使い捨てスプーン、割り箸、アルコール消毒スプレー、ポリ袋）、ブルーシート張りセット（UV土嚢、防水テープ、ビニールハウスロープ）が追加され修正した。
(第2編 第7章 第2節 2)
- 8 気象庁は、「異常天候早期警戒情報」を「早期天候情報」に名称変更したので、修正を行った。
(第2編 第12章 第2節)
- 9 指定地方行政機関、指定公共機関の名称変更があり修正した。
(第3編 第1章 第1節)
- 10 災害対策本部所掌事務の各課の所掌事務を所属人員等を考慮して、事務の負担軽減と他所属の支援体制を図った。
(第3編 第2章 第1節 別表1)
- 11 気象庁は、令和2年8月6日に注意報・警報・特別警報及び火災気象通報の基準を改正したので修正を行った。また、鳥取県の気象警報等の伝達手段の追加により修正を行った。
(第3編 第3章 第1節 2 (1)) 5
- 12 鳥取県の地域防災計画に、災害時における行方不明者等の個人情報の収集と提供方針について明記されたことにより追加修正を行った。
(第3編 第3章 第3節 3)
- 13 内閣府（防災担当）は、令和2年5月に5段階の警戒レベルの統一配色を定めたことにより、町長が発出する避難勧告等の発出基準の色調を変更した。
また、指定緊急避難場所等の開設及び運営に関し、運営役員に女性の登用、LGBT等に対する配慮、感染症防止対策を追加した。
(第3編 第6章 第1節 4、第2節 (3) 難所の開設 2)
- 14 鳥取県地震防災調査研究委員会が最新データに基づき地震による被害想定等が見直され修正を行った。地震情報の種類と伝達を追加し加え、より詳細な地震情報の説明とした。
(第5編 第1章 第2節 表 第6節)

- 15 津波波注意報等を伝達する手段に、海水浴客等を対象とした津波フラッグを加えた。
(第5編 第2章 第3節 <伝達手段>)
- 16 ため池及び農業用水路の管理者等を所有者等に修正した。
(第5編 第3章2 第3節)